

平成28年11月

お客様各位

日興アセットマネジメント株式会社

「日興アフリカ株式ファンド」 **繰上償還（予定）のお知らせ**

拝啓 時下ますますご清栄のこととお慶び申し上げます。

平素は、弊社の投資信託に格別なご愛顧を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、弊社設定の「日興アフリカ株式ファンド」（以下、「当ファンド」といいます。）につきまして、当ファンドの信託約款に定める「運用の基本方針」に則った運用の継続が困難となるやむを得ない事情が生じたものと判断したため、繰上償還（運用を終了し、その時点の価額に基づいてお客様に資金をお返しすること）を行なうべく、投資信託及び投資法人に関する法律、その関係法令および当ファンドの信託約款の規定に基づいて、下記の書面による決議（以下、「書面決議」といいます。）の手続きを予定しておりますので、ご案内申し上げます。

このたびの書面決議におきましては、お客様は保有されている当ファンドの受益権口数に応じて議決権を有し、同封の議決権行使書面のご返送をもってこのたびの繰上償還に対する賛否の意思表示を行なうことができます。本書面決議は、平成28年11月8日現在の受益者の議決権（受益権口数）の3分の2以上の賛成をもって可決され、その場合、平成28年12月28日を信託終了日として繰上償還いたします。また、本書面決議にて否決された場合は、当ファンドの繰上償還は行ないません。書面決議の結果は、弊社ホームページ【<http://www.nikkoam.com/>】で閲覧いただけます。

書面決議の詳細につきましては、同封の「日興アフリカ株式ファンド 繰上償還に係る書面決議の手続きについて」をご高覧下さい。

私ども日興アセットマネジメントは、これからも、お客様からお預かりしたご資産の運用成果の実現を第一義としてまいる所存でございます。引き続きご愛顧の程、何卒よろしくお願い申し上げます。

敬具

記

当ファンドの信託約款の規定に基づき、受益者の皆様のご意向を確認したうえで繰上償還を行なうものです。

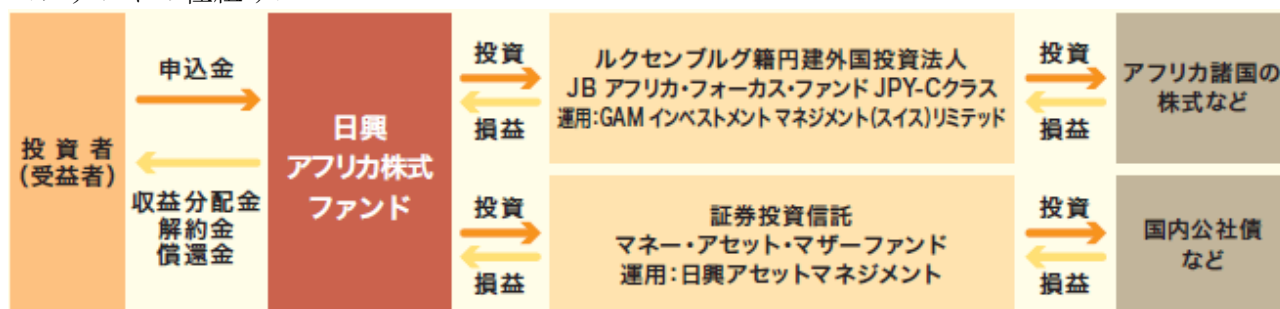
【繰上償還の理由】

当ファンドは、ルクセンブルグ籍円建外国投資法人「JB アフリカ・フォーカス・ファンド JPY-Cクラス」（以下、「投資対象ファンド」といいます。）を通じて、主として、アフリカ諸国の企業が発行する株式等に投資を行なっております。今般、当該投資対象ファンドの取締役会から通知を受け、平成28年12月15日付で、当該投資対象ファンドが他のルクセンブルグ籍ファンドと統合されて、主要投資対象を東欧株に変更する予定であることが判明いたしました。

これをうけ、弊社では、当ファンドの信託約款に定める「運用の基本方針」に則った運用の継続が困難となるやむを得ない事情が生じたものと判断し、当ファンドを繰上償還させることといたしました。

◎ご参考

＜ファンドの仕組み＞



＜ファンドの状況（平成28年9月30日現在）＞

ファンド名	純資産総額	基準価額	累計分配金
日興アフリカ株式ファンド	1.95億円	9,507円	200円

※累計分配金は、設定来にお支払いした収益分配金の総額（税引前、1万口あたり）です。

【書面決議に関するスケジュール】

このたびの繰上償還に関する書面決議の手続きは、以下の日程にて進めてまいります。

- ◎書面決議の対象受益者の確定基準日 : 平成28年11月8日（火）
- ◎議決権行使書面による議決権行使期限 : 平成28年12月5日（月）
- ◎書面決議日 : 平成28年12月8日（木）
- ◎信託終了日（予定） : 平成28年12月28日（水）
- ◎償還金支払開始日（予定） : 平成28年12月29日（木）

※本書面決議にて議決権を行使できるお客様は、平成28年11月8日現在の当ファンドの受益者（平成28年11月2日までに取得のお申し込みをなされた方を含みます。）です。

以上